

# 日田市重度心身障害者医療費の支給に関する条例施行規則の一部改正について【概要】

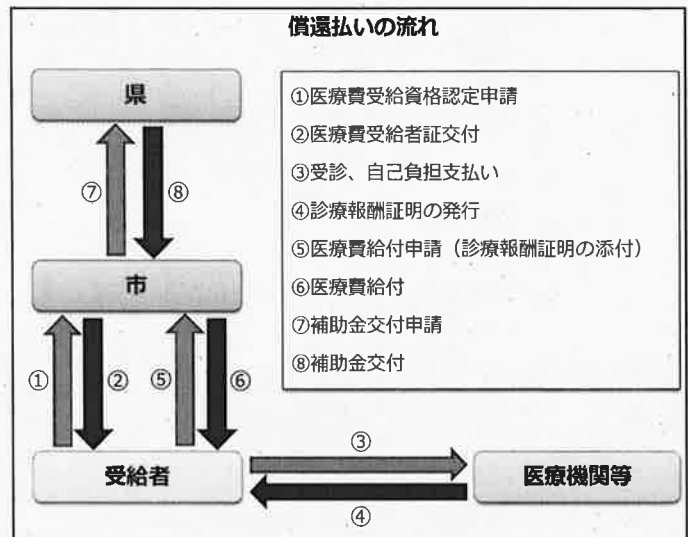
## 1. 改正の理由

日田市重度心身障害者医療費の支給を行うに当たり、補助金交付手続における利用者負担の軽減及び事務の効率化を図るため、所要の措置を講ずること。

## 2. 制度の概要

本規則においては、重度の心身障がい者(身体障がい・知的障がい・精神障がい)のうち、受給者証の交付を受けた者を対象として、当該者が疾病又は負傷により医療機関を受診した場合に、当該医療機関に支払った自己負担額に対する助成を行っている。

※原則として、同一医療機関につき 1,000 円/月を上回る場合に限る。



## 3. 改正の内容

### (1) 受給者証の更新日の変更（第5条第1項関係）

これまでは、6月中旬の市県民税の税額確定後、税情報から対象者を抽出し、7月1日の更新日に向けて更新対象者への更新案内等の送付及び受給資格喪失者（利用停止者）への利用停止の通知を行っていた。

しかしながら、短期間で受給資格の確認及び発送業務を行わなければならない、事務が煩雑になっていたことから、他市の事例等も踏まえて、受給者証の有効期限について「6月30日まで」を「7月31日まで」に、受給者証の更新日について「毎年7月1日」を「毎年8月1日」に改めること。（※本改正に伴い、次ページのとおり経過措置を設けること。）

### (2) 受給者証の更新手続きの見直し（第5条第2項関係）

受給者証の申請又は更新を行う際は、助成の対象となる者に保護者が存在する場合を除き、本人が直接市役所の窓口へ出向いて申請書類を提出しなければならなかった（受給者証は、申請時に交付。）ため、申請者本人にとって大きな負担となっていた。

このため、初年度の申請を除き、その翌年度以降の更新においては、受給資格等に異動のない者については、更新手続きを省略することができるよう、第5条第2項の規定を改めること。

### (3) 施行の時期（附則関係）

平成 28 年 7 月 1 日

#### (4) 経過措置（附則関係）

今回の改正により、平成 28 年度に発行する受給者証の有効期限は、平成 28 年 7 月 1 日から平成 29 年 7 月 31 日までとなる。

しかし、第 5 条第 2 項で規定する有効期限は「発行した日から初めて到来する 7 月 31 日まで」とされているため、この規定がそのまま適用されてしまうと、平成 28 年 7 月中に発行する受給者証の有効期限は、平成 28 年 7 月 31 日までとなってしまうことから、これを防ぐための経過措置を設けること。

#### 4. その他（※他市の規則の参考例）

市町村名	受給者証の有効期間	更新申請書の提出	重度心身障害者医療費の支給に関する条例施行規則
大分市	交付日～ 翌年 7 月 31 日	省略	(認定申請の特例) 第 11 条 市長は、受給認定を受けている者について医療証の有効期間満了後の期間においても受給資格があることを公簿等によって確認することができたときは、 <u>受給認定の申請書の提出を省略させることができる。</u> 受給認定を受けていた者でその資格を失ったものについて受給資格があることを確認できた場合も同様とする。
別府市	交付日～ 翌年 10 月 31 日	省略	(受給者証の有効期間等) 第 5 条 条例第 7 条に規定する受給者証の有効期間は、交付した日から最初に到来する 10 月 31 日までとする。 2 前項の有効期間が経過した後は、1 年の期間で有効期間を更新するものとする。 3 受給者証の更新を申請するときの手続きについては、前 3 条の規定を準用する。 <u>ただし、受給資格等に異動のないものについては更新の手続きを省略することができる。</u>
竹田市	交付日～ 翌年 7 月 31 日	省略	(受給者証の更新) 第 5 条 条例第 7 条に規定する受給者証の有効期間は、毎年 8 月 1 日から翌年の 7 月 31 日までの 1 年間とする。 2 前項の有効期間が経過した後は、1 年の期間で有効期間を更新するものとする。 3 有効期間の途中で受給者証の交付を受けた者の有効期間は、第 1 項に規定する期間の残存期間とする。 4 受給者証の更新を申請するときの手続きについては、前 3 条の規定を準用する。 <u>ただし、受給資格等に異動のない者については、更新の手続きを省略することができる。</u>